

兵庫韓商NEWS

～韓国医療・衛生・ヘルスケア企業 28 社来日～

2017 ヘルスケアパートナーシップ商談会

韓国生産技術技術研究院 (KITECH) と大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) が共催し、韓国の医療機器・衛生用品、ヘルスケア、医療 I T 関連商品を扱う企業と商談会を開催します。

○日 時：4／26（水）10：00～17：30

○会 場：ホテル日航大阪 32F スカイテラス

大阪市中央区西心斎橋 1 丁目 3-3

地下鉄御堂筋線「心斎橋駅」直結

○企業数：28社

- ・医療機器・衛生用品(15社)、医療 I T 関連商品(8社)、ヘルスケア商品(5社)

○参加費：無料 ・3/31 締切 ・通訳支援あり

【お問合せ・お申込み】KOTRA 大阪（崔）

TEL: 06-6262-3831 E-mail: jmchoe@kotra.or.jp

～神戸商議所 経営セミナー～

トランプ改革は日本の未曾有のチャンス

トランプ政権が発足して 2ヶ月。米国は国内生産を増やす事を奨励しており、それを実現するためには米国内工場のロボット化・機械の自動化を進める必要性があります。日本はそれらに必要な生産設備を供給できる数少ない国で、中小企業にとってはビジネスチャンスが拡がる可能性があります。現場主義をモットーに研究してきた専門家から学びます。

○日 時：4／27（木）14：00～15：30

○会 場：神戸商議所 3F 「神商ホール」

神戸市中央区港島中町 6-1

ポートライナー市民広場駅北 5 分

○講 師：政策研究大学院大学 橋本久義 名誉教授

- ・26 年間で 3480 社以上の工場・中小企業を訪問、現場技術者や経営者の取材活動を行う。

○参加費：無料（定員 150 名、先着順）

【お問合せ・お申込み】神戸商工会議所 中小企業振興部

TEL: 078-303-5810

申請は3/30まで

韓国 第19代 大統領選挙（在外選挙）

投票は4/25～30

大統領選挙にあなたの1票を届けよう！

○申請期間：3月30日（木）

○投票期間：4／25（火）～30（日）

○対 象 者：韓国での投票日（2017年5月9日）に満19才以上の大韓民国国籍保持者

○申請書式：

【在外選挙人申請】

※日本生まれの在日同胞のほとんどがこの申請。

- ①在外選挙人登録申請書、②旅券番号（有効期間あるもの）、③本籍地（父母の姓名記載）

【国外不在者申告】

※駐在員・留学生・商社員等はほぼこの資格。

- ①国外不在者申告書、②旅券番号（有効期間あるもの）、③住民登録番号

一般社団法人 在日韓国商工会議所 兵庫

〒 653-0031 神戸市長田区西尻池町 2-4-30

TEL (078) 646-9611 FAX (078) 646-9612

E-mail: hyogo@kccj.org

【第 227 号 -1】

U R L : http://www.hyogokccj.org/

2017.3.21

～人口 13 億人の巨大マーケット～

インド ビジネスセミナー

人口 13 億人の巨大市場を背景に経済成長を続けるインド。そのインドには 1200 社の日系企業が進出しています。また昨年 11 月の「兵庫県・グジャラート州相互協力覚書」調印により県下企業レベルでの経済交流とビジネスチャンスの拡大も期待されています。インドの現況、インド進出における法務問題などについてのセミナーです。

○日 時：4／7（金）13：30～16：30

○会 場：神戸商工貿易センタービル 14F

神戸市中央区浜辺通 5-1-14

三ノ宮駅徒歩 10 分、ポートライナー貿易センター駅徒歩 1 分

○主 催：兵庫県、ひょうご・神戸国際ビジネススクエア（神戸市、ジェトロ神戸など）、三井住友銀行

○主内容：①講演「インド アウトルック」

- ・講師）三井住友銀行 小峯孝和 上席部長代理
- ・2000 年から 2005 年までインドニューデリー支店勤務するなど一貫して現職で日系企業のインド進出を支援。

②グジャラート州の魅力

- ・同州の概要、芸術等の紹介

③講演「インド進出企業が直面する法律上の問題点」

- ・講師）遠藤 衛 弁護士

・2015 年インド・デリー現地法律事務所出向。企業買収・合弁事業にまつわる問題や契約書作成、労務管理など日系企業がインドで抱える幅広いケースを取り扱う。

④中小企業の海外展開支援事業紹介

○参加費：無料

【お問合せ・お申込み】ひょうご海外ビジネスセンター

TEL: 078-271-8402 E-mail: info@hyogo-kaigai.jp

○申請方法

①最寄りの総領事館で直接または郵便・FAX・Eメールで登録

②ホームページ（中央選挙管理委員会）から登録

- ・日本語ホームページ：http://ova.nec.go.kr
- ・申請者本人のメールアドレスが必要です。

【投票に関する法律改正のお知らせ】

第 18 代大統領選挙（2012 年）もしくは第 20 代国会議員選挙（2016 年）で在外選挙人登録を申請した方は、既に選挙人名簿に登録されていますので、今回、申請する必要はありません。投票のみで結構です。

【お問合せ】駐神戸韓国総領事館：078-221-4853

高龍弘社会保険労務士の中小企業経営者のための労働経済学(2) コ・ヨンホン

～かさむ人件費…社会保険加入による明と暗～

●社会保険の強制加入

予備校を終え、大学入学までの春休み、私は建設現場でアルバイトをさせて頂いた経験があります。今思えば貴重な経験です。その職場の先輩が、「今は年度末だから仕事があるけど、4月に入ると無くなるからなあ」と言いました。「しょせん、『土方殺すにやあ刃物はいらぬ、雨の3日も降ればよい』の世界やし。お前は大学行くんか、ええなあ」と話していました。35年も前の話ですが、建設業が今なお不安定な業種であることは変わりません。多くの労働者が時給、日給制で働くこの業界に今、「社会保険の強制適用」の大波が押し寄せています。

4月1日から、建設業で週30時間以上勤務などの要件を満たす場合には、社会保険に加入しなければなりません。健康保険カードを持っていないと建設現場に入れないので、「忙しい時は忙しいけど、暇になつたら全く仕事がない。そんな業界に(固定で定額の)社会保険を掛けるなんて…」という事業主の悲鳴をあちこちで聞きます。30歳で月20万円の従業員の場合、社会保険料は約5万6千円になります。これを労使が折半し、従業員分は毎月の給与から差し引きます。10人いれば56万円になります。この保険料が毎月末に会社の口座から引き落とされるため、事業主は必ず現金を置いておかなければなりません。従業員の「安定」は得られますが、直接的に会社には何の利益ももたらさないお金です。小さな建設会社で経理をしているある社長夫人は、「苦労して稼いでも月末に一気に奪われてしまう感じ」と嘆いていました。

●マイナンバーで把握

マスコミは「非正規労働者は安定した職を求めている」等々を報道していますが、建設業を含め今まで規制が緩やかだった飲食、小売、医療福祉、遊技業等のサービス業の労働者が、社会保険の加入を嫌がっているのもまた事実です。先ほどの月20万円の従業員の場合、単純計算でも手取り額が毎月2万8千円も減ります。これが残業などで多い月ならともかく、稼働の少ない月(盆正月など)は目も当てられないでしょう。社会保険が未加入でも、年末調整や確定申告を行い、国民健康保険(月約5千~6万円)や国民年金(月約1万5千円)を払っている人にとって負担感は少なく、むしろ歓迎かもしれません。そんな労働者は正直言って少ないです。働く会社が一か所だけの労働者も、間もなく本格的に運用

されるマイナンバーによって、所得税、住民税、社会保険料が厳密に適用される可能性もあります。

●有効求人倍率1.43の脅威

3月3日、厚労省は有効求人倍率を発表しました。有効求人倍率とは求職者1人当たりに対する企業側の求人数を示したものですが、全国で1.43、大阪1.46、兵庫1.20となっており、業種にもありますが、簡単に言うと人手不足の状態です。これが中小零細にとって脅威となるのです。

労働者が税と社会保険の負担から「逃れられない」と感じたとき、どうせ税金や会保険料で目減りするなら、正社員になって働くと考える人も多くなると思われます。以前なら会社側が「パートに社会保険は無いよ」と言いましたが、現在のような有効求人倍率の高さでは、転職されてしまう恐れがあるのです。しかも優秀な従業員からです。これからはより良い条件の会社に移ることが可能な社会になったのです。ついこの間まで「雇用を守れ」がスローガンだったのに、時代の移り変わりが本当に早いものです。

同時に発表された17年1月の消費者物価指数をみると、原油高によりガソリンが値上がりし、指数は13か月ぶりに0.1%上昇し、産業素材も軒並み値上がりしました。それに加え、ヤマト運輸の値上げなど物流コストも上昇しています。にも関わらず、加工食料品などの「最終消費財」は0.6%下落しました。つまり中小零細にとって、原材料が上がっても商品の値段は上げられないという厳しい状態が続いている。そのような中で、いかに従業員の賃金を引き上げ、有給休暇など福利厚生を充実して転職を阻止し、求人広告などの人件費にお金を回せるのかが、今後の事業にとって重要なポイントになるのです。(続)

法律・税務・労務等『無料相談窓口』

○5月の開催日・場所

- ・4／5(水) 16:00 於) 兵庫韓商
- ・5／10(水) 16:00 於) 民団尼崎

○相談料:無料

○備考:国籍は問いません。

予約が必要です。ご希望者は事前にご予約を。

【ご予約・お問合せ】兵庫韓商 (078-646-9611)

民団尼崎支部 (06-6482-0215)

【企業広告】

企業業務を全面的にバックアップします!

《業務内容》

- 公的助成金・給付金の支給申請
- 各種書類の作成・代理代行
- 人事労務の管理・改善・アドバイス
- 年金問題などのご相談、他

【お気軽にご相談下さい】

社労士事務所 アジール

社会保険労務士 高 龍 弘 【兵庫韓商専門家委員会委員長】
コ ヨン ホン 【兵庫県社労士会神戸東支部副支部長】

〒657-0052 神戸市灘区神前町2-5-18

TEL) 078-862-3347 FAX) 078-862-3349

E-mail) asylky@yahoo.co.jp